

厚真町特定空家解体事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、適切な管理が行われていない特定空家の除却に要する費用の一部を補助することにより、特定空家の除却を推進し、公衆衛生の悪化、環境の阻害を防ぎ地域住民の生活環境の安定を図るため、厚真町補助金等交付規則（平成4年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等の内、建築物（崩壊した建築物を含む）をいう。
- (2) 特定空家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する状態の空家で、厚真町空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（平成29年規則第11号）第3条により町長が判断した空家をいう。
- (3) 所有者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 特定空家の所有者（所有者が死亡している場合は相続人）
 - イ 特定空家の所在する土地（以下「所在地」という。）の所有者
 - ウ ア又はイに該当する者の同意を得て、補助金の交付の対象となる事（以下「補助事業」という。）を行う者
- (4) 解体事業者等 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく業種（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）の許可、又は建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく北海道知事による登録を受けた事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて満

たしているものとする。

- (1) 所有者等であること。
- (2) 当該特定空家の所有者（所有者が死亡している場合は相続人）及び所在地の所有者（以下「権利関係者」という。）が存する場合は、権利関係者全員の同意を得ていること。また、権利関係者が存する場合は、権利関係者の中にこの補助金を受けた者がいないこと。
- (3) 公租公課に滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団の構成員でないこと。

（補助金の交付対象特定空家）

第4条 この補助金の交付対象となる特定空家（以下「交付対象特定空家」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 厚真町内に位置していること。
- (2) 当該特定空家又は所在地について、その所有関係が明確であり、そのいずれにも所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (3) この要綱に基づく補助事業について、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。

（補助事業）

第5条 補助事業は、交付対象特定空家の全部を除却し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する状態を解消する工事とする。

2 補助事業は、解体事業者等に請け負わせるものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次に掲げる第1号又は第2号により算定した金額のいずれか少ない額（その額に千円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし住宅の用途の場合は120万円、住宅以外の用途の場合は60万円をそれぞれ上限とする。ただし、火災等で著しく景観を損なっている状態等により解体、運搬及び処分等の経費の増加で町長が特

別な事情があると認める場合で住宅の用途の場合は30万円、住宅以外の用途の場合は10万円をそれぞれ加算するものとする。

- (1) 延べ床面積に国土交通大臣が定める標準建設費のうち除却工事費の1平方メートル当たりの額を乗じた額に10分の8を乗じて得た額とする。
- (2) 空き家等の解体、運搬及び処分に要する額に10分の8を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者が補助金を受けようとする場合は、厚真町特定空家解体事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項に掲げる関係書類は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 事業計画書及び事業予算書(様式第2号)
 - (2) 設計図書
 - ア 特定空家の配置図
 - イ 特定空家の附近見取図(縮尺任意)
 - ウ 特定空家の平面図
 - エ 特定空家の床面積求積図
 - (3) 土地に関する全部事項証明書
 - (4) 特定空家に関する全部事項証明書
 - (5) 特定空家の解体に要する工事見積書
 - (6) 納税証明書
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団の構成員でないことの誓約書(様式第3号)
 - (8) 当該特定空家が第2条第1項第2号に規定する特定空家に該当すると町長が判断した旨の証明書
 - (9) その他、町長が指定する書類
- (補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条第1項の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容について審査し、補助金の交付を決定し、規則第7条による補助金等指令書により申請者に通知を行うものとする。

2 当該補助事業の解体工事請負契約は、前項に規定する補助金の交付決定後でなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第9条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る内容を変更しようとするときは、厚真町特定空家解体事業補助金変更交付申請書（様式第4号。以下「決定内容変更申請書」という。）に關係書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めた軽微な変更にあつては、この限りはでない。

2 前項に掲げる關係書類は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 変更の内容が確認できる図面など

(2) その他町長が指定する書類

(補助金の変更交付決定)

第10条 町長は、前条の規定により決定内容変更申請書の提出があつたときは、その交付決定については、第8条の規定を準用する。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助事業が完了した場合には、厚真町特定空家解体事業補助金実績報告書（様式第5号）に關係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項に掲げる關係書類は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 事業決算書（様式第6号）

(2) 解体事業者等との工事契約書の写し及び支払い領収書の写し

(3) 交付対象特定空家の写真（着手前及び完成時）

(4) その他町長が指定する書類

(補助金の確定及び通知)

第12条 町長は、前条の規定により補助金実績報告書の提出があつたときは、

その内容について審査し、及び現場検査を行い、補助が適当と認めたときは、補助額を確定し、実績報告書を提出した交付決定者に特定空家解体事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定により補助額の確定通知を受けた交付決定者は、確定を受けた補助額に係る厚真町特定空家解体事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、厚真町特定空家解体事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 前各号に掲げる場合のほか、この要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、厚真町特定空家解体事業補助金返還命令書（様式第10号）により通知し期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

（報告等）

第16条 町長は、補助金交付決定者に対し報告を求め、必要な助言若しくは指導を行うことができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条第1項関係）

厚真町特定空家解体事業補助金交付申請書

厚真町長 様 年 月 日

申請者 住所
氏名

年度厚真町特定空家解体事業補助金交付要綱第7条の規定にもとづき、厚真町特定空家解体補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。
記

1 補助対象者 (申請者)	住 所	職 業		
	(ふりがな) 氏 名	電話番号	— —	
2 特定空家及び土地の所在地				
3 土地の権利関係				
4 特定空家の用途区分等	解体（事業）数	用途	住宅	
		構造	造	
		面積	m ²	m ²
		階数	階	階
5 特定空家の権利関係				
6 解体事業者等	住 所 : 代表者名 : (建設業許可区分等・番号等 :)			
7 補助申請額	住宅	① 延べ床面積に国土交通大臣が定める標準建設費のうち除却工事費の1平方メートル当たりの額を乗じた額に10分の8を乗じて得た額	円	
		② 空き家等の解体、運搬及び処分に要する額に10分の8を乗じて得た額とする。	円	
		③ 町長が特別な事情があると認める場合で住宅の用途の場合は30万円	円	
		④ 申請額（①又②に③を加えた額でいずれか少ない額（千円未満切り捨て）上限150万円	円	
	住宅以外	⑤ 延べ床面積に国土交通大臣が定める標準建設費のうち除却工事費の1平方メートル当たりの額を乗じた額に10分の8を乗じて得た額	円	
		⑥ 空き家等の解体、運搬及び処分に要する額に10分の8を乗じて得た額とする。	円	

	⑦ 町長が特別な事情があると認める場合で 住宅の用途の場合は10万円	円
	申請額 (⑤又⑥に⑦を加えた額でいず れか少ない額 (千円未満切り捨て) 上限 70万円	円
	合 計 (④+⑧)	円
8 事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
9 備考		

注記 添付書類として次の書類を提出すること。

- (1) 設計図書 (特定空家の配置図、付近見取図、平面図、床面積求積図)
- (2) 土地に関する全部事項証明書
- (3) 特定空家に関する全部事項証明書
- (4) 特定空家の解体に要する工事見積書
- (5) 納税証明書

様式第2号（第7条第2項第1号関係）

事業計画書及び事業予算書

厚真町長 様 年 月 日
 申請者 住所
 氏名

年度厚真町特定空家解体事業補助金交付要綱第7条の規定にもとづく事業計画書及事業予算書を下記のとおり提出します。

記

1	事業の目的、概要					
2	事業の内容					
3	特定空家 及び宅地の 状況	特定空家	区分	規模 (m ²)	構造	備考
			自己所有 借家			
	宅 地	区分	地目	面積 (m ²)	備考	
			所有地 借地			
4	事業完了後 の特定空家 及び宅地の 況	特定空家	区分	規模 (m ²)	構造	備考
	宅 地	区分	地目	面積 (m ²)	備考	
			所有地			
5	事業期間 (予定)	着手 年 月 日	完了 年 月 日			

6 収支予算書			
収入 (単位：円)		支出 (単位：円)	
補助金		解体工事費	
町借入金			
自己資金			
その他			
合計		合計	

様式第3号（第7条第2項第7号関係）

誓約書

年 月 日

厚真町長 様

私は、厚真町特定空家解体事業補助金交付申請に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は、暴力団関係事業者（暴力団員実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、厚真町特定空家解体事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定による交付決定の取消し等、要綱第15条の規定による補助金の返還に応じ補助金の全部又は一部を直ちに返還にいたします。

また、上記の誓約の内容を確認するため、厚真町が苫小牧警察署長に照会を行うことについて承諾します。

所在地 〒

氏 名

様式第4号（第9条関係）

厚真町特定空家解体事業補助金変更交付申請書

年 月 日

厚真町長

様

申請者 住 所

氏 名

年 月 日付け第 号により決定を受けた内容について、その内容を変更したいので、厚真町特定空家解体事業補助金交付要綱第9条第1項の規定にもとづき下記のとおり申請します。

記

事業名		
変更理由		
変更内容	変更後	
	変更前	

注記 変更内容が確認できる添付資料として次の資料を提出すること

- (1) 変更の内容が確認できる図面など
- (2) その他町長が指定する書類

様式第5号（第11条第1項関係）

厚真町特定空家解体事業補助金実績報告書

厚真町長 様 年 月 日

申請者 住所
氏名

年度厚真町特定空家解体事業補助金に係る対象事業が完了したので、厚真町特定空家解体事業補助金交付要綱第11条第1項の規定にもとづき下記のとおり実績報告書を提出します。

記

1 補助事業者 (申請者)	住 所		職 業	
	(ふりがな) 氏 名	電話番号 — —		
2 特定空家及び土地の所在地				
3 特定空家の用途区分等	解体（事 業）数	用途	住宅	住宅以外
		構造	造	造
		面積	m ²	m ²
		階数	階	階
4 解体事業者等		住 所 : 代表者名 : (建設業許可区分等・番号等 :)		
5 交付決定額	住宅	① 住宅の工事費契約額	円	
		② 交付決定額	円	
	住宅以 外	③ 住宅以外の工事費契約額	円	
		④ 交付決定額	円	
	交付決定額 合 計 (②+④)			円
6 事 業 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日		
7 備 考				

注記 添付書類として次の書類を提出すること。

- (1) 事業決算書 (様式第6号)
- (2) 解体事業者等との工事契約書の写し及び支払い領収書の写し
- (3) 交付対象特定空家の写真 (着手前及び完成時)
- (4) その他町長が指定する書類